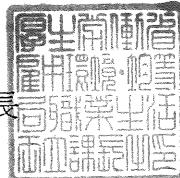




雇均職発 0323 第 2 号
令和 2 年 3 月 23 日

事業主団体の長 殿



厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長

勤務間インターバル制度導入・運用マニュアルの送付について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 6 月 29 日に成立した働き方改革を推進するための関係法律
の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）では、労働基準法の改正により
時間外労働の上限規制が法定される等、労働者の働き方に影響を及ぼす重要な
改正がなされました。同時に、労働時間等設定改善法が改正され、勤務間イ
ンターバル制度の導入が、事業主の努力義務となりました（平成 31 年 4 月 1 日
施行）。

勤務間インターバル制度は、1 日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一
定時間以上の休息時間（インターバル時間）を確保する仕組みで、労働者の生
活時間や睡眠時間を確保するうえで重要な制度です。

長時間労働の実態にある企業や業界においては、まずは時間外労働の上限規
制を遵守していただくことが必要ですが、フレックスタイム制等の柔軟な労働
時間制度のほか、勤務間インターバル制度を導入することが長時間労働を是正
するうえでも有効な手段になるものと考えられます。

今般、企業の方々に参考としていただきため、「勤務間インターバル制度導
入・運用マニュアル」を作成しましたので、貴職におかれましても、この趣旨
を御理解の上、当該マニュアルについて、冊子の配布や広報誌へのURL（全
業種版 <https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/pdf/00.pdf>）等の掲載な
どによる傘下企業（団体）等への周知等に御協力いただきますよう、よろしく
御願い申し上げます。

（担当）

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課
働き方・休み方改善係 (03-5253-1111 (内線 7915))
松 本 (matsumoto-kazuyuki@mhlw.go.jp)
川野邊 (kawanobe-misato@mhlw.go.jp)